

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成31年(2019年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】Xが銀行Yに対し,Xの亡母提出の印鑑届書の交付を求めた事案において相続財産についての情報は被相続人の生前において個人情報保護法にいう「個人に関する情報」に当たるとしても直ちに相続人等の「個人に関する情報」に当たるとはいえないとして請求を棄却(平成31年3月18日最高裁)

【2】日本人妻Yが子を連れてフランスから日本に帰国したため夫Xは子をその常居所地国であるフランスに返還するよう求めた事案。11歳11か月の子が,返還拒否の意向を示し,その意見を考慮に入れ得る年齢に達していることから,申立を却下した原決定を相当とした(平成28年8月29日大阪高裁)

【3】妻が別居中の夫に対し婚姻費用の分担を求めた事案。原審は月額120~125万円と定めたが,抗告審においては,婚姻費用分担金は飽くまでも生活費であって従前の贅沢な生活をそのまま保障しようとするものではないこと等を考慮して算出し,月額75万円とした(平成29年12月15日東京高裁)

【4】妻が,夫が無断で子を連れ去り事実上監護していた期間についても,妻が監護していたことを前提に婚姻費用分担金支払いを求めたところ,実際に発生した費用,発生が見込まれる費用等を考慮し分担させるべきとし,これを認めなかった事案(平成30年4月20日東京高裁)

【5】老人ホームに入居中の父と母の長女Xが,長男Yにより両親との面会を妨害されていると主張,人格権を被保全権利とし,老人ホームとYを相手方として面会妨害排除の仮処分命令を申立て認容。これを不服としてYは処分の取消を求めたが原決定が認可された(平成30年7月20日横浜地裁)

【6】原告は被告(次男)に土地相続させる旨の公正証書遺言を作成していたが,相続発生前に同土地につき被告を権利者とする持分の移転登記がされたことから,抹消登記手続を求めたが,原告は,訴訟委任当時,訴訟能力を欠いていたとして訴えを却下(平成30年7月31日さいたま地裁越谷支部)

(知的財産)

【7】被告は「キリンコーン」なる商標に「とうもろこし」を指定商品とする商標権者で,原告は本件商標につき無効審判を請求,特許庁が不成立の審決をしたので原告が審決の取消を求めた事案。本件商標と引用商標を観念で区別することはできないとして原告訴えを認容(平成31年3月12日知財高裁)

【8】四足動物の姿の図形からなる商標で「Tシャツ,帽子」を指定商品とする商標権者である被告に対し,原告は本件商標が商標法4条1項15号に該当するとして特許庁に無効審判を請求し不成立とされた。原告がこれを不服として本件審決の取消を求め,同訴えが認容された(平成31年3月26日知財高裁)

【9】特許異議の申立てにおいてなされた訂正請求を認めないとした上で特許を取消すとの決定に対して,その決定の取消しを求めた事案であって,訂正要件に適合しない旨の判断は誤りであるとして決定を取消した事例(平成31年3月26日知財高裁)

【10】本件実用新案につき特許庁に無効審判請求をした原告が審判請求不成立の審決の取消を求めた事案。明確性要件違反についての判断の誤り等を取消事由として主張したが,第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確なものは認められないとして原告の請求を棄却(平成31年3月30日知財高裁)

(民事手続)

【11】上告裁判所である高松高裁が自らの法令解釈に関する意見が最高裁の判例と相反するため民訴規則203条所定の事由があるとして民訴法324条に基づき事件を最高裁に移送を決定。最高裁判所は上記意見は最高裁の判例と相反しないとして上記移送決定を取消した(平成30年12月18日最高裁)

【12】Xは子であるYに対し債務弁済公正証書に基づきYのZに対する年払保険金債権の差押えを申立てた。原決定は上記差押対象債権が差押禁止債権に該当するとしたが,Xが執行抗告を申立てたところ,本決定は差押禁止債権には

該当しないと判示(平成30年6月5日東京高裁)

【13】Xは破産会社の代理人弁護士Y1及びY2が債権者一覧表にXを記載しなかったため配当を受けられなかったとしてY1,Y2及び破産管財人Y3に対し共同不正行為を構成注意義務違反ありとして配当金相当額等を請求。Y1及びY2に対する同請求の一部が認容された(平成30年9月13日金沢地裁)

(刑事法)

【14】受刑中のXが 保護室への収容 処遇部長からの侮辱的な発言 監視カメラ付きの単独室への216日間に渡る収容について国に慰謝料請求をした事案。 は刑務所長らに義務違反なし, は違法, は一定期間後は厳重な監視の必要なしとし,慰謝料30万円を認容(平成30年5月23日熊本地裁)

(広報)

【15】土地の固定資産評価につき当該土地が商業施設に係る開発行為に伴い調整池の用に供されその調整機能の保持が開発行為の許可条件であることを理由に地目を宅地と認定するなどして算出された当該土地の登録価格を適法とした原審の判断に違法があるとされた事例(平成31年4月9日最高裁)

【16】控訴人らが,道有林の立木の売買契約をめぐり道有林の財産管理義務を怠ったとして当時の北海道日高支庁長らに対し連帯して50万円の損害賠償の請求をするよう住民訴訟を提起。請求を第一審が棄却した部分につき取消しを求め控訴したが,理由がないとして棄却(平成31年3月20日札幌高裁)

(社会法)

【17】生活保護費を受給していたXが,受給期間に就労による収入及び失業手当受給等の事実が認められ支給済みの保護費の一部について処分行政庁から保護費の返還決定を受けたことに対し,同決定には違法があるとして処分の取消を求めたが,請求が棄却された事例(平成29年9月21日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判平成31年3月18日 裁判所HP

平成29年(受)第1908号 保有個人情報開示請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/528/088528_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Xが、銀行Yに対し、Xの亡母が提出した印鑑届書(以下「本件印鑑届書」という。)の交付を求めた事案において、相続財産についての情報は、被相続人の生前に個人情報保護法2条1項(以下「法」という。)にいう「個人に関する情報」に当たるものであったとしても、直ちに相続人等の「個人に関する情報」に当たるとはいえないとして、請求を棄却した事例。

(理由)

個人情報保護法の趣旨目的に照らせば、ある情報が特定の個人に関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものである。

本件印鑑届書にある銀行印の印影は、亡母がYとの銀行取引において使用するものとして届け出られたものであって、Xが亡母の相続人等として本件預金口座に係る預金契約上の地位を取得したからといって、上記印影は、XとYとの銀行取引において使用されることとなるものではない。また、本件印鑑届書にあるその余の記載も、XとYとの銀行取引に関するものとはいえない。その他、本件印鑑届書の情報の内容がXに関するものであるというべき事情はうかがわれないから、上記情報がXに関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるとはできない。

(2) 大阪高決平成28年8月29日 判例時報2395号75頁

平成28年(ラ)第622号 子の返還申立却下決定に対する抗告事件(抗告棄却(決定))

日本人妻Yが子を連れて、フランスから出国して、日本に帰国したため、夫Xは、子をその常居所地国であるフランスに返還するよう求めた。

本決定は、子はその意見を考慮に入れることが適当な年齢(調査時点で11歳11ヶ月)及び成熟度に達しており、返還を拒否する意向を示していることから、28条1項5号の返還拒否事由があると認められるとして申立てを却下した原決定を相当とした。

(3) 東京高決平成29年12月15日 判例タイムズ1457号101頁

平成29年(ラ)第1867号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更, 確定)

妻(原審申立人, 無収入)は、別居中の夫(原審相手方, 給与所得年額約1億5320万円)に対し、婚姻費用の分担を求め、原審は、月額120万円ないし125万円と定めた。抗告審は、夫の収入は標準算定方式の上限(2000万円)をはるかに上回っており、職業費、特別経費及び貯蓄率に関する標準的な割合を的確に算定できる統計資料も見当たらないこと等から、同方式による算定は困難であるとし、本件では、同居時の生活水準、生活費支出状況等及び別居開始から平成27年1月(夫が妻のクレジットカード利用代金の支払に限度を設けていなかったため、妻の生活費の支出が抑制されなかったと考えられる期間)までの妻の生活水準、生活費支出状況等を中心とする諸般の事情を踏まえ、家計が二つになることにより生活費に重複的な支出が生ずること、婚姻費用分担金は飽くまでも生活費であって、従前の贅沢な生活をそのまま保障しようとするものではないこと等を考慮して算定するとして、(妻の住居(夫が全株式保有する夫婦共有財産の管理会社が所有者)の賃料月額330万円を夫が負担することを前提として(この点は原審も同じ))月額75万円と定めた。

(4) 東京高決平成30年4月20日 判例タイムズ1457号85頁

平成30年(ラ)第165号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更, 確定)

無職無収入である妻(原審申立人)が別居中の夫(原審相手方)に対し、婚姻費用の分担を申立てたところ、原審は、妻に潜在的稼働能力を認め、賃金センサスに基づき収入を認定し、婚姻費用分担金を月額12万4000円と定め、また、夫が無断で子供を連れ去り、審判前の保全処分及び強制執行に応じず事実上監護していた期間につき、妻が子らを正當に監護することを違法に妨げたとし、同期間についても監護していたことを前提として婚姻費用分担金を認めた。抗告審は、長男は満5歳であるが長女は3歳に達したばかりであり、幼稚園等にも入園しておらずその予定もないことからすると、婚姻費用の算定にあたり妻の潜在的な稼働能力をもとに収入を認定するのは相当ではないとして、婚姻費用分担金を月額14万円と定め、妻が現実に監護していなかった期間については、婚姻費用の分担は、子の監護費用の分担の問題を含み、同費用を夫婦に公平に分担させようというものであるから、実際に発生した費用ないし

発生すると統計等により算出される費用を双方の収入その他の考慮要素に応じて負担させることが相当であり、現に負担していなかった監護費用を請求することは認めるべきではないとし、原審判を変更した。

(5) 横浜地判平成30年7月20日 判例時報2396号30頁

平成30年(モ)第4031号 保全異議申立事件 認可(確定)

本件は、認知症で老人ホームに入居中の父Aと母Bの長女Xが長男YによりXとA及びBとの面会を妨害されていると主張し、人格権を被保全権利として、老人ホームとYを相手方として、面会を妨害してはならないとの仮処分命令を申し立てたところ、原決定がYはXがA及びBと面会することを妨害してはならないとの仮処分決定を出したため、Yは処分の取消しを求めた事案である。

本決定は、子が両親との面会交流を希望することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し両親の平穏な生活を侵害するなど両親の権利を不当に侵害するものでない限り、Xは両親に面会する権利を有するとした上で、Xが家庭裁判所に親族間の紛争調整調停を申し立ててもYは、両親の所在を明らかにせず調停への出頭を拒否したこと等Yの妨害行為によりXの面会交流する権利が侵害されるおそれがあるといえるなどと判断し、本件仮処分命令申立てには理由があるとして原決定を認可した。

(6) さいたま地越谷支判平成30年7月31日 判例タイムズ1457号190頁

平成29年(ワ)第12号 所有権持分移転登記抹消請求事件(訴え却下,確定)

原告(昭和7年生)は、平成23年8月に、土地の持分全部を被告(原告の二男)に相続させる旨の公正証書遺言を作成していたが、相続発生前に、同土地について権利者を被告として贈与を原因とする持分の移転登記がなされた。原告は、被告が贈与証書等を偽造したものであるとして、抹消登記手続を求めた。本判決は、原告が訴訟提起時及びこれに先立つ訴訟委任時に84歳であり訴訟委任状の署名部分の筆跡がかなり乱れていること、介護認定審査会の調査結果、平成28年3月から入所している施設の担当者の調査結果、訴訟提起直後の平成29年2月に作成された成年後見用診断書の記載内容等からすれば、原告は訴訟提起時に既に中程度から重度の認知症であったとし、約1年5か月後に実施した原告本人尋問において、本件訴訟の内容や自ら委任をした筈の弁護士のことについて、何ら記憶を喚起することがなく、自ら訴訟を提起したことすら理解していないことが認められるとし、訴訟委任当時、原告は訴訟能力を欠いていたとして訴えを却下し、民訴法69条1項2項、70条を適用し訴訟代理人弁護士に訴訟費用の負担を命じた。

【知的財産】

(7) 知財高判平成31年3月12日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10121号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/544/088544_hanrei.pdf

被告は、「キリンコーン」の片仮名を茶色で縁取り、その内側を黄色で表してなる商標であって、第31類「とうもろこし」を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、本件商標について、商標法4条1項11号に該当すると主張して、無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取り消しを求めて訴えを提起した事案。原告が無効審判で主張する引用商標は、「キリン」の文字からなる商標である。

本件審決の理由の要点は、本件商標と引用商標は、構成文字数の相違や色彩の有無などにより、明らかに相違するものであるから、外観において、相紛れるおそれはなく、また、本件商標から生じる「キリンコーン」の称呼と引用商標から生じる「キリン」の称呼とは、「コーン」の音の有無の差異により、明瞭に聴別し得るものであるから、本件商標と引用商標とは、称呼においても相紛れるおそれはなく、さらに、本件商標は、特定の観念を生じないものであり、引用商標は、「キリングループがビール等に使用するブランド」等の観念を生じるから、本件商標と引用商標とは、観念において、相紛れるおそれはない、というものであった。

本件商標は、第31類「とうもろこし」と指定商品するもので、その構成は、「キリンコーン」の片仮名を茶色で縁取りし、その内側を黄色で表してなるものである。

そして、本件商標の構成中、「コーン」が「とうもろこし」の意味を表したものであることは広く知られていることからすると、本件商標の構成中、「コーン」の文字部分は、指定商品そのものを意味し、その識別力は低い。他方で、「キリン」は、本件指定商品との関係で、「コーン」よりも識別力が高く、需要者等に対して強く支配的な印象を与える。そうすると、本件商標の「キリン」の文字部分と「コーン」の文字部分とが、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められず、本件商標から「キリン」の文字部分を要部として観察することは許されるというべきである。

そして、本件商標から要部である「キリン」の文字部分を抽出した場合、同部分からは「キリン」との称呼が生じるとともに、「中国で聖人の出る前に現れると称する想像上の動物」及び「ウシ目キリン科の哺乳類」との観

念が生じる。一方、引用商標からも本件商標と同じ「キリン」との称呼が生じる上、「中国で聖人の出る前に現れると称する想像上の動物」及び「ウシ目キリン科の哺乳類」との観念が生じるから、本件商標と引用商標を観念で区別することはできない。

したがって、本件商標と引用商標は、出所について誤認混同を生ずるおそれがある類似する商標というべきである。よって、本件商標は、引用商標と類似であって、かつ引用商標の指定商品と同一又は類似の指定商品について使用するものであるから、商標法4条1項11号に該当する、として原告の請求は認容された。

(8)知財高判平成31年3月26日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10207号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/581/088581_hanrei.pdf

被告は、尻尾を有する四足動物が跳び上がる様子を、側面から見た姿でシルエット風に描いた図形からなる商標であって、「Tシャツ、帽子」を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、特許庁に対し、本件商標が商標法4条1項15号に該当するとして、無効審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取り消しを求めて訴えを提起した事案。原告が無効審判で主張する引用商標は、尻尾を有する四足動物が跳び上がる様子を、側面から見た姿で黒いシルエットとして描いた図形であり、原告の業務に係る「PUMA」ブランドを表示する商標の一つとして、広く認識されているものである。

無効審判の審決の理由の要旨は、本件商標と引用商標とは、全体的な形状において似通った印象を与えるものの、その全体を構成する頭部、首部、足部、尻尾部及び花びら様の図柄の有無において顕著な差異を有するものであって、その差異は、明瞭に見て取れるものであるから、外観において明らかに相違し、したがって、本件商標と引用商標とは、非類似の商標であって、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」があったとはいえず、同号に該当しない、というものであった。

しかしながら、本件商標と引用商標との間に外観上の差異は認められるものの、外観全体の印象は、相当似通ったものであるということが出来る。また、引用商標は、原告の業務に係る「PUMA」ブランドの被服、帽子等を表示する商標として、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されて周知著名な商標となっていたものである。

これらの事情を総合考慮すると、本件商標の指定商品たるTシャツ、帽子の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、本件商標を指定商品に使用したときに、当該商品が原告又は原告と一定の緊密な営業上の関係若しくは原告と同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあると認められる。

したがって、本件商標には、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」があるといえる。

以上によると、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反するから、本件審決は取り消されるべきである、として原告の請求は認容された。

(9)知財高判平成31年3月26日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10032号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/549/088549_hanrei.pdf

特許異議の申立てにおいてなされた訂正請求を認めないとした上で特許を取り消すとの決定に対して、その決定の取り消しを求めた事案であって、訂正要件に適合しない旨の判断は誤りであるとして、決定を取消した事案。

本件決定は、本件特許明細書等には、本件訂正後の請求項1の「複数のストランド又は長繊維間に間隔が存在しない」という事項(事項A)についての直接的ないし明示的な記載がなく、この事項が具体的にどのような技術的事項を意図しているのかを明確に把握するために必要な記載も見当たらないため、本件特許明細書等の記載を総合しても、事項Aを導くことができないとはいえないから、訂正事項2に係る訂正は、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものと認められず、新規事項の追加に当たり、訂正要件に適合しない旨判断した。

そこで検討するに、本件明細書には、「本発明」の実施の形態として、1つのストランド(長繊維の集合体)又は複数のストランド(各々が長繊維の集合体)から成る「リボン」を作製するに当たり、1つ又は複数のストランドを、拡幅バーにより幅を拡幅し、次いで、拡幅したストランドを所与の幅の開口部を規定する寸法取り器(ローラーに切れ込む平底の溝を有する寸法取り器、寸法取りコーム、又は2個の歯を有する寸法取り器)上を通過させることによって、所望の幅を有する一方向層が得られること、これにより一方向層の層の幅は、材料中のいかなる間隔又は重なり部分をも最小にし、さらに回避することによって調整することができ、その結果、層の内側のストランド間に緩い空間が存在しないことの開示があることが認められる。そして、複数のストランドの集合体(各々が長繊維の集合体)が、「接近して配置され、間隔又は重なり部分をも最小にし、さらに回避する」とは、「間隔が存在しない」とこと同義であると解されるから、「複数のストランド又は長繊維間に間隔が存在しない」ようにして、「複数のストランド又は長繊維」を所望の幅に作製しているものと理解することができる。

そうすると、訂正事項2に係る訂正は、本件明細書のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との

関係において、新たな技術的事項を導入するものではないものと認められるから、本件特許明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものというべきである。したがって、これと異なる本件決定の判断は誤りである。

(10)知財高判平成31年3月30日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件 実用新案権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/559/088559_hanrei.pdf

本件実用新案につき特許庁に無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、明確性要件違反についての判断の誤り等を取消事由として主張したが、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確なものとは認められないとして、原告の請求を棄却した事案。

本件考案1の実用新案登録請求の範囲の分説Bには、「前記底座体の前部に回動自在に設置された第一駆動ホイールが第一モータに連結され、前記第一駆動ホイールに第一偏心軸の入力端部が固定されると共に、前記第一偏心軸の出力端部は第三8字形リンクロッドを介して前記上板の前部に連結され、」(第一駆動系)と、分説Cには、「前記底座体の後部に回動自在に設置された第二駆動ホイールが第二モータに連結され、第二駆動ホイールに第二偏心軸の入力端部が固定されると共に、第二偏心軸の出力端部はリンクロッドを介して前記中心軸に連結された」(第二駆動系)と記載されている。そして、このような実用新案登録請求の範囲の記載のみからは、「第一偏心軸の出力端部」と「上板の前部」とが「第三8字形リンクロッド」を「介して」どのように連結固定されるのか、「第二偏心軸の出力端部」と「中心軸」とが「リンクロッド」を「介して」どのように連結固定されるのかが必ずしも明らかではない。

そこで、本件考案の技術的意義について、本件明細書の記載をみるに、本件明細書には、「底座体4」、「上板1」、「中心軸2」、「第一8字形リンクロッド81」、「第二8字形リンクロッド82」、「第一モータ91」、「第一駆動ホイール61」、「第一偏心軸71」、「第三8字形リンクロッド83」、「第二モータ92」、「第二駆動ホイール62」、「第二偏心軸72」、「リンクロッド3」の本件考案の各機械要素の位置関係又は連結固定関係が記載されている。また、本件考案の振動器が上記の機械要素を用いて、上板に、(1)上下振動、(2)前後振動、(3)両者を複合した振動を発生させるものであり、(1)は、「第二モータ92」は停止させ、「第一モータ91」を作動させて「第一駆動ホイール61」を回転させると当該「第一駆動ホイール61」に固定された「第一偏心軸71」が回転し、当該「第一偏心軸71」が「第三8字形リンクロッド83」を動かすことで「上板1」を上下方向に振動させるものであること、(2)は、「第一モータ91」は停止させ、「第二モータ92」を作動させて「第二駆動ホイール62」を回転させると当該「第二駆動ホイール62」に固定された「第二偏心軸72」が回転し、当該「第二偏心軸72」が「上板1」に設けた「中心軸2」に連結されている「リンクロッド3」を動かすことで、「上板1」に前後方向に振動させるものであること、(3)は、「第一モータ91」と「第二モータ92」を同時に作動させたときに「上板1」を上下方向と前後方向に同時に移動することで生じる複合した弧形の振動であることが記載されている。

以上に照らせば、本件考案の技術的意義は、第一駆動系により上板を上下方向に振動させ、第二駆動系により上板を前後方向に振動させることで、複数方向の振動を発生させることにあるといえる。そうすると、本件考案1の分説B及び分説Cにおける「介する」は、第一駆動系により上板を上下振動させ、第二駆動系により上板を左右振動させるような連結固定関係としたものを意味するものであることは、明らかである。

以上によれば、実用新案登録請求の範囲の記載は、その記載それ自体に加え、本件明細書の記載及び図面並びに当業者の技術常識を基礎にすると、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確なものとは認められないから、明確性要件に関する本件審決の判断の結論に誤りはない。

【民事手続】

(11)最三決平成30年12月18日 金法2111号68頁

平成29年(オ)第1725号 請求異議事件(移送決定取消)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/206/088206_hanrei.pdf

本件は、上告裁判所である高松高裁が、自らの法令解釈に関する意見が最高裁の判例と相反するため、民事訴訟法規則203条所定の事由があるとして、民事訴訟法324条に基づき、事件を最高裁に移送する旨の決定をした事案である。

本決定は、最高裁判所は、民事訴訟法規則203条所定の事由があるとしてされた民事訴訟法324条に基づく移送決定について、当該事由がないと認めるときは、これを取り消すことができると判断した上、上記意見は最高裁の判例と相反するものではなく、民事訴訟法規則203条所定の事由はないとして、上記移送決定を取り消した。

(12)東京高判平成30年6月5日 金法2110号104頁

平成30年(ラ)第667号 債権差押命令申立一部却下決定に対する執行抗告事件(原決定変更)

Xは子であるYに対し、債務弁済公正証書の執行力ある正本に基づき、同公正証書記載の債権を請求債権として、YのZに対する年払保険金(積立利率金利連動型年金。平成23年年3月30日を保険金支払開始日とし、36年間にわたって毎年3月30日に年額257万2725円が支給される。)債権の差押えを申し立てた。原決定は、上記差押対象債権が民事執行法152条1項1号の差押禁止債権に該当するとして、その4分の1の限度で差押えを認め、その余の申立てを却下したところ、Xは、差押えを却下された部分につき執行抗告を申し立てた。

本決定は、上記差押対象債権にかかる保険契約は、A(Yの祖母)が贈与税を圧縮するために締結したもので、Yに対し年金保険の形式で生前贈与したものであること、Yは同債権を受給しなくとも生活に困窮する状態ではないことから、「生計を維持するため」という要件を満たさないため、民事執行法152条1項1号の差押禁止債権には該当しないと判示した。

(13)金沢地判平成30年9月13日 金法2111号77頁,判例タイムズ1457号172頁

平成28年(ワ)第150号 損害賠償請求事件(請求一部認容・請求一部棄却)

本件は、破産会社に対する売掛金債権(破産債権)を有していたXが、破産会社の代理人弁護士Y1及びY2において自ら破産事件の受任通知をしたにもかかわらず、債権者一覧表にXを記載しなかったなどの行為によって、破産会社の破産手続においてXが配当を受けられなかったことについて、Y1及びY2並びに破産会社の破産管財人を務めたY3に注意義務違反があり、これらは共同不法行為を構成するなど主張して、Yらに対し、民法709条(選択的に、Y1につき民法715条1項、Y3につき破産法85条2項)に基づき、Xが本件破産手続に参加していれば得られたはずの配当金相当額115万5112円に弁護士費用相当額30万円を合計した損害金145万5112円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、Y1及びY2について、破産事件における破産会社の代理人弁護士として、その旨表示して受任通知書を送付した弁護士らは、受任通知書を送付した個別の破産債権者であるXに対し、信義則上、正当の理由がある場合を除き、Xを債権者として記載した債権者一覧表を破産裁判所に提出する義務等を負うところ、Y1及びY2は、正当な理由なく、債権者一覧表にXを記載しなかったなどの注意義務違反があり、Xに対し、共同不法行為責任を負う(ただし、破産手続き開始決定があったことを容易に知り得たにも関わらず、問い合わせや債権届け出をしなかったXにも過失があるとして配当金相当額に対する2割の過失相殺後の92万4080円と弁護士費用10万円及びこれらに対する遅延損害金の支払を限度とする)と判示した。また、Y3について、破産管財人は、破産債権者の調査については、破産管財人として一般的に要求される平均的な注意義務を尽くしてその職務を遂行すれば、その過程において容易に新たな債権者の存在が判明するような場合を除き、破産者及びその代理人にゆだねれば足り、これを超えて自ら積極的に各種資料を精査するなどして「知れていない破産債権者」を探索すべき法的義務を負うものではないとしたうえで、本件においても、Y3において、破産管財人として一般的に要求される平均的な注意義務を尽くしてその職務を遂行すれば、その過程において容易にXの債権の存在が判明するものとまでは認められず、Xに対し、破産法85条1項の善管注意義務違反および不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはないと判示した。

【刑事法】

(14)熊本地判平成30年5月23日 判例時報2395号83頁

平成27年(ワ)第77号 国家賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

熊本刑務所で受刑中のXが、必要性がないのに保護室に収容されたこと、処遇部長から侮辱的な発言を受けたこと、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律上の明文の規定を欠く監視カメラの付いた単独室(いわゆるカメラ室)に216日間にわたって収容されたこと等について、国に対し、慰謝料請求をした事案。

本判決は、 について刑務所長らに職務上の義務違反はないとし、 について発言内容から違法を認め、慰謝料10万円を、 について、Xを収容後3カ月半が経過した時点においては、Xの動静を厳重に監視する必要性はなくなり、その後も漫然とカメラ室への収容を継続したことは職務上の注意義務違反があるとして違法とし、慰謝料30万円を認めた。

【公法】

(15)最三判平成31年4月9日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第262号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻し)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/591/088591_hanrei.pdf

土地の固定資産評価について、当該土地が商業施設に係る開発行為に伴い調整池の用に供されその調整機能を保持することが開発行為の許可条件になっていることを理由に地目を宅地と認定するなどして算出された当該土地の

登録価格を適法とした原審の判断に違法があるとされた事例。

最高裁判所は、「開発許可に上記条件が付されていることは、本件各土地の用途が制限を受けることを意味するにとどまり、また、開発行為に伴う洪水調整の方法として設けられた調整池の機能は、一般的には、開発の対象となる地区への降水を一時的に貯留して下流域の洪水を防止することにあると考えられる。そうすると、上記条件に従って調整池の用に供されていることから直ちに、本件各土地が本件商業施設の敷地を維持し、又はその効用を果たすために必要な土地であると評価することはできないというべきである。」と判示した上、当該土地の一つの「面積の80%以上に常時水がたまっている」事情があることを挙げ、原判決は「本件各土地の現況等について十分に考慮することなく」行われたと指摘した。

(16)札幌高判平成31年3月20日 裁判所HP

平成30年(行コ)第35号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/613/088613_hanrei.pdf

北海道の住民である控訴人らが、北海道とP協同組合との間で締結された道有林の立木の売買契約をめぐる、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づいて、道有林の財産管理義務を怠ったとするZ(当時の北海道日高森づくりセンター所長)及びY1(当時の北海道日高支庁長)に対して連帯して50万円の損害賠償の請求をするように求めた請求を第一審が棄却した部分につき、その取消しを求めて控訴した事案であり、控訴人らの請求は理由がないとして控訴棄却された事例。

越境伐採の有無についての事実認定が争われ、控訴審判決(差戻し後控訴審判決である)は差戻し後第1審判決と同様、越境伐採事実は認められないとした。

【社会法】

(17)東京地判平成29年9月21日 判例時報2396号3頁

平成27年(行ウ)第547号 生活保護法第63条の規定に基づく費用返還請求処分取消請求事件 棄却(控訴)

本件は、生活保護法に基づき保護費を受給していたXが、その受給期間に就労による収入及び失業手当受給等の事実が認められたため、支給済みの保護費の一部について処分行政庁から生活保護法63条に基づく保護費の返還決定(=本件処分)を受けたことに対し、返還額の決定にあたり考慮すべき事由を考慮しない等違法があるとして処分の取消を求めた事案である。

本判決は、返還額の決定が違法となるのは、その判断が生活保護法の目的等に照らして著しく妥当性を欠くなど保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものと認められる場合に限られるとした上で、本件処分は、処分行政庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用は認められないとし、また本件処分は、不利益処分であり、行政手続法14条1項本文によりその理由を示す必要があるが、本件通知書には、処分の根拠となる規定及びその原因事実がそれぞれ記載され、就労による収入等を「資力」と認定して生活保護法63条を適用し本件処分を行ったことをXが了知し得るものであり、理由の提示として欠けるところはないとして請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最二決平成29年6月12日 判例タイムズ1457号57頁

平成27年(あ)第741号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

法務速報194号16番にて紹介済み

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/834/086834_hanrei.pdf

東京高決平成29年11月9日 判例タイムズ1457号106頁

平成29年(ラ)第1749号 養育費申立却下審判に対する抗告事件(取消自判,確定)

法務速報206号5番にて紹介済み

大阪高決平成29年12月22日 判例時報2395号67頁

平成28年(ラ)第275号 遺産分割審判に対する抗告事件

法務速報215号5番にて紹介済み

大阪高決平成30年3月22日 判例時報2395号71頁

平成30年(ラ)第142号 間接強制決定に対する執行抗告事件(一部変更,確定)

法務速報214号5番にて紹介済み

最一判平成30年7月19日 判例時報2396号55頁
平成28年(受)第563号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報207号23番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/885/087885_hanrei.pdf

最二判平成30年9月14日 判例タイムズ1457号48頁
平成29年(受)第347号 地位確認等請求事件(上告棄却)
法務速報209号20番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/983/087983_hanrei.pdf

最一判平成30年9月27日 金法2111号70頁
平成29年(受)第659号,第660号 保険金請求事件(一部破棄差戻・上告一部棄却)
法務速報210号1番にて紹介済み
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/011/088011_hanrei.pdf

2.平成31年(2019年)4月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 198 2

警察法の一部を改正する法律

・・・警察庁の組織について警備局に警備運用部を設置すること,中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置すること等を定めた法律。

・閣法 198 3

所得税法等の一部を改正する法律

・・・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充,環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の見直し,個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設等を定めた法律。

・閣法 198 4

地方税法等の一部を改正する法律

・・・特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ,自動車税の種別割の税率の引下げ,都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を定めた法律。

・閣法 198 5

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律

・・・地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設,その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与すること等を定めた法律。

・閣法 198 6

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

・・・市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるための森林環境税の創設,その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与すること等を定めた法律。

・閣法 198 7

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・平成31年度分の地方交付税の総額の特例措置,各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正,自動車税減収補?特例交付金,軽自動車税減収補?特例交付金の創設等を定めた法律。

・閣法 198 8

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限の延長,農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業の追加を定めた法律。

・閣法 198 9

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し,暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 198 10

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・国際復興開発銀行に対する加盟国の出資総額が増額されることとなることに伴い,我が国の国際復興開発銀行への出資額を増額するための措置等を定めた法律。

・閣法 198 12

奄美群島新興開発特別措置法及び小笠原諸島新興開発特別措置法の一部を改正する法律

・・・奄美群島及び小笠原諸島の地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため,奄美群島振興開発特別措置

法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成36年3月31日まで延長する等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 198 13

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年延長することを定めた法律。

・閣法 198 20

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改めること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

志賀 晃 稲村 晃伸/編著 新日本法規 273頁 3,564円
Q&Aと事例 物損交通事故 解決の実務

堂園 幹一郎 神吉 康二/編著 きんざい 237頁 3,024円
概説 改正相続法 平成30年民法等改正,遺言書保管法制定

平田 厚/著 青林書院 279頁 4,104円
最新青林法律相談 20介護事故の法律相談

大川 隆之 大桐 代真子/編著 新日本法規 367頁 4,968円
不動産取引における 傾斜地・がけ地・擁壁の法律と実務

4.4月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

宗教法人実務研究会/編 民事法研究会 330頁 4,320円

宗教法人実務書式集

アンダーソン・毛利・友常法律事務所/編 商事法務 284頁 3,564円

実務で役立つ世界各国の英文契約ガイドブック

大阪弁護士協同組合/編 第一法規 180頁 2,484円

弁護士の顔が見える中小企業法律相談ガイド

京野 哲也 林 信行/編著 中川 佳男 山田 圭太 花房 裕志 佐々木 久実/著 日本加除出版株式会社 392頁
4,320円

Q&A若手弁護士からの相談374問

高木裕康/著 日本加除出版 279頁 3,132円

明日,大丈夫シリーズ 明日相談を受けても大丈夫! 破産事件の基本と実務 モデル事例と基本判例・論点でつづる
破産法入門

岩出 誠/編集代表 ロア・ユナイテッド法律事務所/編著 日本加除出版株式会社 298頁 3,240円

最新整理 働き方改革関連法と省令・ガイドラインの解説

残業時間の規制,有休取得の義務化,同一労働同一賃金等,企業に求められる対応

服部 弘 佐藤 純/編著 中央経済社 238頁 3,024円

同一労働同一賃金の法律と実務 Q&Aでわかる均等・均衡待遇の具体例

5. 発刊書籍<解説>

「最新青林法律相談 20介護事故の法律相談」

介護事故について、判例を踏まえて、相当程度具体的な事例について、当事者の法的責任の所在や法的主張及び立証について解説されている。掲載されている事例が多岐に渡っており、介護事故について網羅的に学ぶことができる本である。

「弁護士の顔が見える中小企業法律相談ガイド」

債権回収や現場トラブルなどの中小企業が日常的に抱える法律問題について、Q&A方式で解説されている。弁護士相談に赴く際に持参すべき資料が説明されていたり、解説者の弁護士の氏名や顔写真が掲載されたりしている点がユニークである。簡潔に解説されているため、中小企業の法律相談などを担当する際に手元にあると便利である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。